職業性疾患・疫学リサーチセンター
関西支部ニュース
発行責任者　水嶋　潔
東大阪市高井田元町1-3-1
みずしま内科クリニック内
TEL06(6781)3330
http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp

海老原勇医師を偲ぶ会

祭　壇

献　花

閉会あいさつ

参列者であふれる会場

2017年5月に急逝されたリサーチセンター前理事長の11月22日、東京グランドホテルにて「海老原勇医師を偲ぶ会」が開催されました。海老原先生にお世話になった患者や、ともにアスベスト被害者の掘り起し・救済に取り組んできた団体・個人など総勢372人もの参列者で会場はあふれました。関西からも足立副支部長や吉岡京建労委員長はじめ、多数が参列。多大な功績を残された故人の急逝を多くの人々が惜しみました。

「偲ぶ会」では、海老原医師の経歴紹介の後、千葉大学時代の同窓や石綿全国連、全建総連、建交労など運動団体、患者の代表などからお別れのことばがそれぞれ述べられました。親交のあった韓国のキムジョンスク医師も駆け付け、ご挨拶されました。

その後、遺影を掲げた祭壇に参列者一人ひとりが献花し、故人の冥福を祈りました。最後に、関西支部を代表し私が、都合で参加ができなかった水嶋理事長（関西支部長）からのメッセージを代読しつつ閉会あいさつを行いました。

（関西支部事務局長　酒井仁巳）

【建設アスベスト訴訟のあゆみ】

大阪アスベスト弁護団　柳本哲亨

わが国では、不燃性を備え、かつ安価であったアスベスト（石綿）が吹付材、ボードなどの建材に大量に使用されました。国は、アスベストの有害を知りながら、何の規制も行わないばかりか、アスベスト建材を不燃材料・耐火構造に指定して使用を促進しました。他方で、建材メーカーは、アスベストの有害性を国よりもよく知りながら、国の規制がないことをいいことに、自らの利潤追求のために何らの注意も警告もなしにアスベスト建材を製造・販売し続けました。このような経済優先・人命軽視の発想に基づく国と企業の「共同作業」により、大工や電気工、解体工などといった建築作業従事者に甚大なアスベスト被害をもたらされたのです。

東京高裁判決（２０１７年１０月２７日）

建設アスベスト被害の全面的な救済と新たな被害の根絶のため、国と建材メーカーに対して建築作業従事者の石綿健康被害に対する損害賠償を求める建設アスベスト訴訟も、東京・神奈川で提訴がなされてから、平成３０（２０１８）年で丸１０年の節目を迎えることとなりました。そこで、建設アスベスト訴訟の進展と到達点についてご報告いたします。

平成２０（２００８）年、東京及び横浜で提訴された建設アスベスト訴訟は、札幌、京都、大阪及び福岡と続いて提訴され、そのいずれもが、平成２９（２０１７）年までに第一審の判決を経ました。このうち、最初に言い渡された横浜１陣地裁判決を除き、いずれの判決も国の責任を認めています。また、平成２８（２０１６）年１月に下された京都地裁判決では、建設アスベスト訴訟において初めて、念願だった建材メーカーの責任が認められるに至りました。

平成２９（２０１７）年１０月には、重要な二つの判決が出ました。一つは、横浜２陣訴訟の地裁判決であり、国の責任を認めたことはもちろん、京都地裁判決に引き続いて、建材メーカーの責任を断罪しました。もう一つは、建設アスベスト訴訟で初めての高裁判決です。これは、第一審において国及び建材メーカーのいずれに対しても敗訴していた横浜１陣訴訟の第二審であり、東京高等裁判所において審理がなされていたものですが、判決内容は、第一審の判決を全面的に覆し、国及び建材メーカーの責任のいずれをも認めるものでした。

このように、平成２９（２０１７）年末の時点において、国は地裁・高裁併せて７連敗を喫しており、建設アスベスト事案について国の法的責任を認める司法判断はもはや確立したものといえます。また、建材メーカーについても、京都地裁判決及び横浜２陣地裁判決に引き続き、高等裁判所においても、ついにその責任が断じられるに至りました。

国及び建材メーカーは、今こそ、判決で断罪された加害責任はもちろんのこと、度重なる判決に従わず解決を引き延ばしてきた責任につき猛省し、全面解決を図る立場に立って、原告ら被害者に対する謝罪と被害補償基金制度の創設、そして、今後の被害防止対策について真剣に検討すべきです。前記した複数の判決や解決に向けた世論の高まりを受けて、一部の建材メーカーにおいては、建築作業従事者に対する基金制度の創設につき、前向きに検討する動きも生まれつつあります。

京都地裁判決（２０１６年１月２９日）

全国の建設アスベスト訴訟における原告ら被害者６８９人の約７割に相当する４７７名が、既に亡くなっています。このうち、２９２名は提訴時に既に亡くなっており１８５名は、提訴後に、解決をみることなく亡くなりました。今この瞬間にも、原告ら被害者の病状は悪化し、その命の火は燃え尽きようとしており、提訴から１０年目を迎えて、早期解決の必要性はますます増すばかりです。被告ら、とりわけ国は、これまでのようなその場しのぎの対応ではなく、建設アスベスト問題の速やかな解決に向けて大きく舵を切るべきときです。

平成３０（２０１８）年３月１４日には、東京高裁（東京１陣訴訟の第二審）の判決が、また２月９日には京都１陣訴訟の第二審の、３月２２日には大阪１陣訴訟の第二審（いずれも大阪高裁）の結審が予定されており、早期全面解決に向けた立証活動及び運動は、新たな局面を迎えます。今後とも、建設アスベスト訴訟に対する益々のご支援・ご協力をお願いして、ご報告の結びとさせていただきます。

【悪性中皮腫の予防や前がん状態の治療法の研究も課題】

荒木産婦人科肛門科　院長 荒木常男

２０１７年１１ 月７日から、職業性疾患・疫学リサーチセンターに参加させていただきました荒木常男です。なぜ参加したかと言いますと、アスベスト関連疾患に最近興味を持って学習していたところ、水嶋潔先生が、この疾患に取り組んでおられると聞き、この会に入ればより具体的に学習し、臨床にも取り組めると思ったからです。

改めて自己紹介しますと、生まれは昭和２４年、兵庫県尼崎市です。中学校と高校はJR塚本駅の近くの学校に行き、大学は北海道大学医学部に行きました。昭和４８年そこを卒業後、北大病院並びにその関連病院で６年余り、産婦人科、麻酔科、放射線科など回って研修し、その後、大阪府堺市の耳原総合病院（産婦人科）に就職しました。そこに８年余り在職して、その後、その病院から少し離れたところのビルで開業しました。（産婦人科・肛門科・麻酔科を現在標榜しています。）第二次ベビーブームの時は沢山の方が来院されましたが、最近は減少しました。私が御爺さんになったせいもあります。そういう状態なので、最近は、癌の代替医療とか、癌の補助療法とか、ピロリ菌の検査・除菌とか、漢方薬利用とかに取り組み始め、そうした中でアスベスト関連疾患に行き当たりました。その疾患の中でガンである、悪性中皮腫や石綿肺がんは予後不良であることを学習して知り、何か、悪性になる前の治療はないのかと思案中です。確かに労災認定や石綿救済法の適応を受けることは大事ですが、過激な治療でなく、抗がん剤以外の穏やかな薬物療法や、温熱療法などの理学療法で、石綿などの塵肺を完全除去できなくとも、日常生活を快適に過ごせるように医療機関が援助できないかと思案中です。この、軽快化療法を創作するためには、やはり、悪性中皮腫がアスベストによってどのようにして発生するのか、発生機序の解明が必要と考えられます。今のところ以下の２説があります。

a)　鉄含有タンパク質（フェリチンやヘモジデリンなど）内の鉄原子原因 説：鉄により活性酸素の発生が促進されて、中皮細胞に遺伝子変化を来して癌化する。（名古屋大学　豊國伸哉教授ら）

b)　鉄含有タンパク質に集積するラジウムからのアルファ線原因説：鉄が原因ではなく、集積しているウランが原因である。（岡山大学地球物質科学研究センター　中村栄三教授ら）

いずれの説にせよ、一番元の原因は肺胞に侵入したアスベスト繊維であり、それに対する生体の防御反応としての、鉄を豊富に持つフェリチンをアスベスト繊維に集積させるマクロファージ（貪食細胞）の活動が二次的な原因のようです。

又、胸膜プラークやびまん性胸膜肥厚の発生が上記の悪性中皮腫発生説から、どのように発生するのか、解明されれば、病状進行を停止させる手立てないし治療法も創出できるかもしれません。ご期待ください。（蛇足：厚生労働省の役人や多くの医者が、癌の早期発見の為、検診を毎年受けようと呼びかけていますが、癌の予防の啓蒙は少ない。癌の予防法・前がん状態の治療法の研究も課題だと私は思います。）

塵肺・石綿関連肺疾患について

12月12日、新大阪丸ビル本館で、水嶋潔支部長が講師になり『塵肺・石綿関連肺疾患について』の講演をおこないました。（29人の参加）

11月30日おこなわれた勤務医の先生等を対象とした大阪府保険医協会内科部会主催の講演内容をより分かりやすく一般の方々にもわかるように配慮した講演でした。

【講演の要旨】

石綿の歴史、石綿・アスベスト研究の歴史について説明。

CT 撮影や専門医へ送るポイントは、①胸膜プラークについて、労災申請が可能になるケース、②胸膜プラークでびまん性胸膜肥厚との異同が問題になるケース、③石綿肺を疑うケース、④良性石綿胸水についての4つである。

レントゲンやCTで胸膜プラークを診断する場合、職歴で石綿暴露歴があるか、職業（石綿暴露のある）を医師が知っているかどうか、石綿暴露のある職業だと患者が知っているかどうかが重要である。

胸膜プラークの診断意義として、①アスベスト吸入歴を知ることで肺癌リスクが高いことを周知する②禁煙の動機づけになる③健康診断を受ける動機づけになる④石綿健康管理手帳や労災申請への橋掛かりになるなどがある。

石綿肺は、職業歴とレントゲン写真で診断される。レントゲン写真の特徴は、両側の肺の下方から、微細な線状・網状の陰影が出現し、進行するに従って肺の中央部にまで広がる。また、蜂窩肺を反映して輪状の陰影が出現する。こうした肺内変化とともに、おおくの場合、びまん性胸膜肥厚や胸膜肥厚斑を伴う。石綿肺の線状・網状の陰影や小輪状影は、膠原病や原因不明の間質性肺炎、肺線維症と誤診されやすい。

間質性肺炎については、①胸膜肥厚斑や職歴を考慮せず「間質性肺炎」と診断してしまう。②それを増長するように胸膜肥厚斑の知識が普及していない。③胸膜肥厚斑は胸部レントゲン写真、胸部CTでも診断が困難である。④これに対し「胸膜肥厚斑のレントゲンと剖検所見」で明らかにした胸膜肥厚斑の所見を堅持することが重要。

まとめとして、胸膜プラークは見落としが多いのが現状である。労災申請可能であれば安定した療養生活を送るためにも一般の医療機関でも是非労災申請について検討するべきと考える。

《参加者の声》

今回初めて学習会に参加しました。石綿の歴史、アスベスト被害の状況、レントゲンやMRIの写真を通して病気について詳しく説明して頂き大変参考になりました。

診察する側もされる側も、その病気の背景にあるものをつかんでいなければ、違う判断になり労災が見逃されることや、セカンドオピニオン・再読影の必要性を再認識しました。

まだまだ知らない事を気付かさせてくれるこのような機会にまた参加したいと思います。

兵庫県建設国保組合　森本寛久

≪事務局だより≫

【活動日誌　2017年9月～2017年1月】

（定例会議）

・8月31日、11月7日、1月30日、ニッセイ新大阪ビルでおこないました。

（懇親会）

・12月12日関西支部忘年会
　肉屋　串八　西中島本店

【当面の予定】

・第60回定例会議：5月29日（火）午後3時～